

土地・家屋の売買、収用、株式の売買、FXの取引、仮想通貨(暗号資産)の取引、金銀銅売買等のある方へ

◎当会では下記取引の計算や書類作成のお手伝いできません。

- ・土地、家屋等の不動産の売買(収用も含む)
- ・株式の売買 ・外貨預金の取引 ・ストックオプション
- ・先物の取引 ・FXの取引 ・投資信託等の取引
- ・仮想通貨(暗号資産)の取引 ・金銀銅プラチナ等の取引
- ・居住用財産の買換え ・相続時精算課税
- ・その他、分離課税や贈与税及び相続税等の資産税関係が伴うもの

◎上記の売買や取引がある場合は、事前に税務署へお尋ねいただくか、税理士先生に依頼され、該当書類の計算等ご準備の上、ご来会くださいますようお願いいたします。

ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。